

鹿屋市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（平成27年鹿屋市告示第40号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

鹿屋市長 様

鹿屋市高齢者緊急一時保護事業利用誓約書

私は、鹿屋市高齢者緊急一時保護事業の利用に当たり、次の事項を遵守し、鹿屋市及び協力施設に御迷惑をかけないことを誓約いたします。

なお、各種の規定等に違反したときは、入居の決定を取り消されても異議はありません。

- 1 入居に関する規定その他の指示規定は、必ず遵守します。
- 2 入居負担金等は、請求があった日から納期限内に納付します。
- 3 身元に関する一切の事項並びに退去時及び死亡時における身元引受けについては、身元引受人が責任を負います。

年 月 日

入居予定者氏名 印

申請者氏名 印

(入居予定者との関係)

※氏名を自署する場合は押印を省略できます。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。